

後期高齢者医療保険料決定通知の
一括納付書の納期限日誤りについて

1 主旨

令和3年7月15日に、後期高齢者医療保険料決定通知を被保険者に対し一斉発送した（約98,000件）。そのうち、納付書での支払いが複数月期ある被保険者については、期別の納付書と合わせ、一括納付書を同封している。令和3年度分保険料の一括納付書の納期限については、令和3年7月31日が土曜日に当たるため、翌平日の「令和3年8月2日」とするべきところ、誤って「令和3年7月31日」と印字していることが、7月20日に区民からの問い合わせにより判明した。

誤りについての区民の方からの問い合わせには、謝罪するとともに、正しい情報をお伝えし、丁寧に対応している。同様にホームページやせたがやコールでもご案内をしている。

2 誤送付件数

約17,000件（普通徴収で複数月期が納付書払いの被保険者数）

3 今後の対応

一括納付書は、令和3年7月31日以降も支払いに支障はないが、問い合わせのあった区民の方には、納期限日の誤りについて謝罪するとともに、そのままお使いいただくよう、丁寧にご案内を行う（7月26日現在問い合わせ6件）。希望する方には、正しい納期限の一括納付書を再送する。

また、ホームページに納期限日誤りに関する内容を掲載し、周知を行うとともに、せたがやコールでも同様にのご案内をしている。

4 再発防止策

今後は、システム設定やテスト印字の際、重点的に確認するチェック項目に一括納付書の納期限を追加するとともに、当該事務を担当していない職員による客観的視点からのチェックを行う等、複数体制での確認を徹底し、再発防止に努める。